

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日)

目次

- ◇ 規 則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則
- 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度
- ◇ 告 示

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の人事課の項部長専決事項の欄第十一号の次に次の一号を加える。

十二 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)第九条の規定による事務の一部の処理を所属職員に専決させることの承認

別表第三の衛生課の項部長専決事項の欄第十三号中(四)を(三)とし、(四)の次に(四)として次のように加える。

(四) 第三十五条の規定による特例販売業の許可

別表第三の衛生課の項課長専決事項の欄第十八号中(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、同号に(一)として次のように加える。

(一) 第四条第一項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次の三号を加える。

- 十一 鳥取県庁内取締に関する規則(昭和三十一年十月鳥取県規則第七十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第三条第一項の規定による物品販売等の許可(地方機関の庁舎又は構内におけるものに限る。)
- (二) 第六条の規定による禁止行為に違反した者等に対する必要な処置の命令(地方機関の庁舎又は構内におけるものに限る。)

十二 県有建物に関する広告物等取扱規程(昭和二十四年九月鳥取県訓令甲第十五号)第一条の規定による地方機関の庁舎又は構内における広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可

十三 行政財産の使用の許可(使用の期間が一月未満のものである場合に限る。)

別表第二の地方農林振興局長の項第三十五号中「百万円未満」を「百万円以上」に改める。

別表第五に次の一号を加える。

六、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令（昭和四十二年政令第三百六十三号）第四条の規定により知事の権限に属するものとされた土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百一十一号）に基づく次に掲げる事務

(一) 第三条第一項の規定による土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者からの届出の受理及び当該大型自動車についての表示番号の指定

(二) 第三条第二項の規定による土砂等の運搬の用に供するための大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）の表示番号の指定
(三) 第三条第三項の規定による同条第一項の届出事項に変更があつた場合の届出の受理及び当該届出に係る大型自動車についての表示番号の指定

(四) 第五条の規定による表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなつたときの届出の受理
(五) 第七条第一項の規定による土砂等運搬大型自動車の運転者が道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百七十七条の違反行為をしたとき等の当該土砂等大型運搬自動車を使用する者に対する使用の制限又は禁止

(六) 第七条第二項の規定による警視總監又は道府県警察本部長から

の通報の受理

(四) 第七条第三項の規定による聴聞の実施

(六) 第八条第一項の規定による土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に違反する行為があつたときの当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対する使用の制限又は禁止

(四) 第八条第二項の規定による都道府県労働基準局長からの通報の受理

(三) 第八条第三項において準用する第七条第三項の規定による聴聞の実施

(二) 第九条第一項の規定による土砂等運搬大型自動車の使用を禁止したときの自動車検査証の返納の受理又は自動車登録番号標を領置することの命令

(三) 第九条第二項の規定による返納を受けた自動車検査証又は領置した自動車登録番号標の返付

(三) 第九条第三項の規定による返付に係る自動車登録番号標の封印の取付け

(四) 第十六条第一項の規定による土砂等運搬大型自動車を使用する者からの報告の徴取

(四) 第十六条第二項の規定による土砂等運搬大型自動車を使用する者の事務所その他の事業場又は土砂等運搬大型自動車の所在する場所への立入検査

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を

次のように改正する。

別表一中第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二、食肉処理業許可申請手数料 三千元

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の第三項の
規定により、昭和四十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ
き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を
すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十三年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の
種類

同一の単位とされる保安林の
所在場所

皆伐面積の
限度
単位
区域名

水源かん養
保安林
八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域

一、七四六・〇八
八頭地
区

土砂流出防
備保安林
八頭 若桜

〇・六八
若 桜

智頭

三・三六
智 頭

船岡

〇・二四
船 岡

用瀬

一・五二
用 瀬

喜才谷山

〇・三八
山 喜才谷

明見谷東平

〇・四六
東平 明見谷

血見谷東平

一・一四
東平 血見谷

池ノ内下平

〇・六二
下平 池ノ内

赤波

一・六一
赤 波

鳥取
水源かん養
保安林
鳥取 岩美 気高

二九九・八四
鳥取地
区

河原
八頭 河原、
郡家

一・七八
河 原

河原
八頭 河原、
郡家

七・〇四
郡 家

岩美
岩美 岩美

四六・四四
岩 美

国府
国府

四・〇〇
国 府

